

組織改正を行ないました

市では、4月1日からの指定管理者制度導入や、新たな事業等に対応するため、左表のとおり一部組織改正を行ないました。

担当 ☎ 551-1528	問合せ企画調整課企画調整
---------------	--------------

家具転倒防止器具の支給を行ないます

平成21年度から23年度までの間、福生市では家具転倒防止器具の支給事業を行なう予定です。

阪神・淡路大震災では、死者の1割が家具等の転倒による圧死であります。

〔デイジー(DAISY)とは〕

デジタル録音図書の国際標準で、聴きたいところをページや見出しすぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日々一割負担)。

●住所変更のお手続きはお行ないます

社会保険庁では、本年4月より、皆さんの保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」の送付を開始します(以後、毎年誕生日に送付します)。

住所に変更があった方で、届出が済んでいない場合は、「ねんきん定期便」なることになります。

困難である場合には、申請により保険料の納付が免除となります。

●追納をおすすめします

対象は、申請する年度まで前年度において退職(失業)の事実がある場合となります。(配偶者、世帯主に一定以上の所得があるとなります。(配偶者、世帯主に一定以上の所得があるとなります。)。

離職票等)

●納め忘れはありませんか!

平成20年度の市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書等を納めてください。

●納め忘れはありますか!

平成20年度の市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書等を納めてください。

部	改正内容	改正理由
生活環境部	主幹の配置	地域振興対策の強化のため
教育委員会	国体準備室の設置	平成25年度開催の第68回国民体育大会(女子ソフトボール大会)等の準備のため
	(スポーツ振興課)地域体育館担当の廃止	熊川地域体育館及び福生地域体育館への指定管理者制度導入のため
	市民会館公民館管理係の廃止	指定管理者制度導入のため
	公民館公民館係へ名称変更	市民会館・公民館事業係から名称変更

●の広報ふっさ等でお知らせ

事業開始時期・申請方法など、詳細については今後の広報ふっさ等でお知らせして行なう予定です。

問合せ安全安心まちづくり会議

課防災係 ☎ 551-1638

●行政相談委員に

4月1日付で中根三規夫氏、森田雅樹氏が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

今後2年間、行政相談委員として、市民の皆さんから国や東京都などの仕事への苦情や意見・要望のパイプ役として、活動していました。

4月1日付で中根三規夫氏、森田雅樹氏が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

3月の横田基地飛行回数		問合せ環境課環境係	
測定場所		熊川1571番地誘導灯付近	福生市役所屋上
飛行総数	894	-51	237
昼間(午前7時~午後7時)	739	23	176
夕刻(午後7時~10時)	135	-89	61
夜間(午後10時~午前7時)	20	15	0
最高音圧レベル(デシベル)	102	8	80
			-9

5月の無料相談				
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	8日(金)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
相続遺言等暮らしの手続き相談	12日(火)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	1日(金)・13日(水) 20日(水)・27日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
税務相談	28日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	15日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所1階介護福祉課	予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎ 042-642-1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551-1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関するご相談 ☎ 539-2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課 ☎ 551-1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎ 552-2121
金融相談	14日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551-2927 ※対象は市内の小規模事業者
そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎ 551-1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎ 552-2121福祉センター)、教育相談(直通☎ 551-7700)				

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!

【安全安心まちづくり市民ひろば】開催のお知らせ日時 4月21日(火)午後7時～9時 場所 わかざり会館2階集会室※市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎ 551-1691